

● 障がいのある方に対して、次のような制度があります

障がい者手当			
名称	対象	内容	手当月額
特別障害者手当等	重度障がい者(身体・知的・精神)で、常時特別な介護が必要な方	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当(2・5・8・11月に支給)	14,790円～34,050円
在宅重度障害者手当	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、身体障害者手帳3級で療育手帳Bの重複障がいの方	在宅の重度障がいの方に支給(特別障害者手当等の受給者を除く)(4・8・12月に支給)	6,750円～15,500円
心身障害者手当	身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級	在宅の障がい者の方に支給(3・9月に支給)	身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～2級 2,000円 身体障害者手帳4級、精神障害者保健福祉手帳3級 1,000円

※特別障害者手当等および在宅重度障害者手当については、所得制限があります。

福祉タクシー料金助成事業・有料道路割引制度

事業名	対象	内容
福祉タクシー料金助成事業	身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～2級、戦傷病者手帳特別項症～第5項症、被爆者健康手帳をお持ちの方	タクシーを利用する場合、利用券1枚につき500円以内を助成します(年24枚)。利用券は、乗車1回につき2枚まで利用できます。
有料道路割引制度	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方	障がいのある方が自ら自動車を運転する場合または第1種障がい者が乗車し、介護者が運転する場合に通行料金が割引されます。福祉課で、事前に申請が必要です。

● 総合的に障がい者の地域での自立した生活を支援するため、次のような事業を実施しています  
障がい福祉サービス

日中活動:昼間の活動を支援するサービスです

※介護保険対象者は、介護保険が優先される場合があります。

種類	サービス名	内容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護・援助を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(雇用型・非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者等で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、一定の期間にわたり事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した障がい者で、理解力や生活力等に不安がある人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。

**居住支援:生活の場におけるサービスです**

※介護保険対象者は、介護保険が優先される場合があります。

種 類	サ ー ビ ス 名	内 容
介護 給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	日常生活上の援助等を行うとともに利用者のニーズに応じて食事等の介護を行います。

**補装具費支給事業**

※介護保険対象者は、介護保険が優先される場合があります。

事 業 名	対 象 者	内 容	料 金 等
補装具費支給事業	身体障害者手帳をお持ちの方 難病患者等の方	身体機能の障がいを補う装具(日常生活を容易にするための器具)の購入・修理・借受けに要する費用を支給します。	原則、費用の1割負担 (所得制限あり)

**軽度・中等度難聴児支援事業**

事 業 名	対 象 者	内 容	料 金 等
軽度・中等度難聴児支援事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の方(18歳未満)	補聴器購入費用等の一部を助成することにより、言語の発達や、学習の困難さの解消を支援します。	「費用額の基準」を上限に 購入額の1/3

**地域生活支援事業**

※介護保険対象者は、介護保険が優先される場合があります。

事 業 名	対 象 者	内 容	料 金 等	
相談支援事業	障がいのある方 (難病患者等を含む)	相談支援事業者において福祉に関する各般の問題等につき相談に応じます。	無 料	
意思疎通支援事業		聴覚・音声機能または言語機能の障がいのある方に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。		
移動支援事業		移動が困難な障がいのある方に対し、外出のための支援を行います。	費用の1割負担 (生活保護受給世帯、市民税非課税世帯については無料)	
日中一時支援事業		障がいのある方の日中における活動の場のための支援を行います。		
地域活動支援センター事業		在宅の障がいのある方に対し通所の場を設け、機能回復訓練、創作的活動等の各種サービスを提供することにより、自立生活を援助します。		
日常生活用具給付事業		障がいのある方の障がいに応じての給付(難病患者等を含む)	ストマ用装具・特殊寝台等の購入費用、住宅改修費等を補助します。	限度額10万円 (所得制限あり)
訪問入浴サービス事業		重度の下肢・体幹障がいの方で、寝たきりの状態にある方(難病患者等を含む)	移動入浴車を自宅に派遣します。	
自動車改造費・自動車運転免許取得費の助成事業	身体障がい者が就労・通院・通学等のために自動車を必要とする場合	障がいのある方がご自身で運転するための自動車の改造に要する経費、運転免許取得に要する経費を助成します。		

**障がい児通所支援事業**

サ ー ビ ス 名	対 象	内 容
児童発達支援	就学前の障がい児	就学前の障がい児が、保護者ととともに、または児童のみで通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育事業を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児	就学している障がい児が、授業終了後または休業日に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの療育事業を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児	重度の障がい児で、障がい児通所支援を利用するために外出が著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行います。

## 地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが、関係機関と連携を図りながら、介護予防マネジメントや高齢者・家族に対する総合相談、高齢者虐待防止事業、権利擁護事業など、様々なサービスを利用できるよう、高齢者の皆さんへの支援を行っています。必要に応じて訪問による相談も実施しています。

### 北地域包括支援センター

古川町2-56(グループホームふるかわ隣)  
☎22-4771

### 中地域包括支援センター

南新開町1-98(老人保健施設六寿苑隣)  
☎23-3463

### 南地域包括支援センター

唐臼町半池72-6(特別養護老人ホーム恵寿荘内) ☎32-3066

## 社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度

社会福祉法人等による介護(介護予防)サービス利用者負担額の4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を軽減します。

### 対象

市市民税非課税世帯の要介護被保険者等であり次のすべてに該当する方  
年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下

・預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下  
・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない

・負担能力のある親族等に扶養されていない

・介護保険料を滞納していない  
対象サービス

- ・訪問介護(ホームヘルプサービス)
  - ・通所介護(デイサービス)
  - ・短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護(ショートステイ))
  - ・地域密着型通所介護
  - ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ※ただし、軽減する旨を申し出た社会福祉法人等によるサービスに限りません。

## 外国人高齢者福祉手当

日本国籍を有しない大正15年(1926年)4月1日以前に出生した方で、公的年金等の受給をしていない方に対し、外国人高齢者福祉手当を支給します。

### 対象

- 次のすべてに該当する方
- 昭和57年1月1日以前から引き続き、旧外国人登録法に基づき登録をされ、平成24年7月9日以降引き続き、住民基本台帳に記録されている
- 本市に引き続き1年以上居住している

※ただし、養護老人ホーム等の施設に入所している方や生活保護を受給している方等は対象となりません。

支給額 1カ月 5000円

## 介護支援ボランティア

この制度は、高齢者の皆さんに、ボランティア活動をとおして自発的に地域貢献をしながら、ご自身の健康増進や介護予防に繋げていただくことを目的としています。また、その活動に応じてポイントが支給され、そのポイントを活用することができます。

すでにボランティア活動をされている方も、これから活動を始めてみようという方も、この制度にぜひご参加ください。

**対象** 市内在住の65歳以上の方(津島市介護保険第1号被保険者)

### 活動内容

市内のボランティア受入機関等で行うボランティア活動

### 活動の流れ

#### 1. ボランティア登録

市社会福祉協議会でボランティア登録をし、「ボランティア手帳」を受け取る。

ります。

#### 2. ボランティア活動

指定された施設や団体などでボランティア活動を行います。

#### 3. 手帳にスタンプをもらう

ボランティア活動終了後、活動先施設などから手帳にスタンプを押してもらいます(30分ごとの活動で1スタンプ、1日4スタンプが上限)。

#### 4. 集めたスタンプを評価ポイントに交換

スタンプを押した手帳を市社会福祉協議会に提示し、評価ポイントに交換します。

#### 5. 評価ポイントの活用

評価ポイントを1ポイント1円相当で還元します(年間5000円が上限)。

スタンプ数	交換ポイント
10~19	500
20~29	1,000
30~39	1,500
40~49	2,000
50~59	2,500
60~69	3,000
70~79	3,500
80~89	4,000
90~99	4,500
100~	5,000

※評価ポイント還元時に介護保険料の未納・滞納がない方が対象となります。なお現金ではなく、寄付または地域振興券での還元となります。

### 家族介護用品支給事業

紙おむつ、尿取りパッドなどの介護用品を支給します。

**対象** 市内居住で次のすべてに該当する方

- ・要介護者および介護者が市民税非課税世帯の方
- ・介護保険で要介護度4または5と認定された方を、在宅(サービス付き高齢者向け住宅を除く)で介護されている家族の方

**支給限度額** 年間6万円

※申請方法・実施時期については、市政のひろば6月号および12月号でお知らせします。

### 家族介護継続慰労金支給事業

介護保険で要介護度4または5と認定された方の在宅高齢者を介護している家族の方に対し、慰労金を支給します。

**対象** 介護保険で要介護度4または5と認定された方で、介護保険料の滞納がなく、市民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービス(居宅介護支援サービス、年間1週間程度のショートステイの利用を除く)を受けなかった方を現に介護している家族の方

**支給額** 10万円



### 寝具洗濯乾燥サービス事業

寝具の洗濯乾燥サービスを行っています。

**対象** 市民税非課税世帯で、市内に居住し在宅で生活している次のいずれかに該当する方

- ・65歳以上のひとり暮らしの方
- ・世帯員が全て65歳以上で構成されている世帯で、介護保険で要介護度1～5と認定された方

**利用料** 無料

※申請方法・実施時期については、市政のひろば7月号でお知らせします。

事業により対象となる方が異なりますので、ご確認ください。

- ①65歳以上のひとり暮らしの方
- ②世帯員が全て65歳以上で構成されている世帯の方
- ③世帯員が65歳以上と身体障害者手帳1級もしくは2級の方で構成されている世帯の方
- ④身体障害者手帳1級もしくは2級の方で構成されている世帯の方
- ⑤65歳以上の方で同居する方の就労等で日中ひとり生活する方

### ひとり暮らし老人登録

登録をすると、病気などの緊急時に、本人に代わり緊急連絡先に登録してある方へ連絡をします。また、各民生委員が日ごろから訪問等を通じて安否確認を行うこともあります。

**対象** ①に該当する方



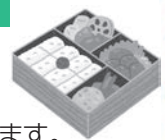
### 高齢者配食サービス事業

加齢、心身の障がい、傷病等により食事の用意をすることが困難な高齢者の方にお弁当(昼)の配達を行っています。

**対象** ①②③⑤いずれかに該当する方

**配達日** 祝日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間のうち、心身の状況等により適当と認められる食数を配達します。

**利用料** 1食300円または400円(所得状況により決定します)



### 緊急通報システム事業

家庭内で急病などになったとき、緊急通報装置本体のボタンを押すだけで、緊急通報センターに通報できます。

**対象** ①～④いずれかに該当する方

**利用料** 所得税課税年税額に基づき決定します(ただし、生計中心者が所得税非課税の場合は無料)。

※利用にあたっては、緊急時に通報センターからの依頼により、利用者宅へ15分～20分程度で駆けつけられる協力員の方3人(うち1人は、民生委員)の氏名・住所・連絡先等の登録が必要です。



### 高齢者救急支援事業

救急時の迅速な対応のために、【救急あんしん君】とマグネットを無料で配布しています。

「緊急連絡先」や「かかりつけ医」などを記入した救急情報登録連絡書を容器【救急あんしん君】に入れ、冷蔵庫に保管していただきます。

**対象** ①～③いずれかに該当する方



▲救急あんしん君

児童手当などを受給するには手続きが必要です。支給要件に該当したときは、速やかに手続きをしてください。



## 児童手当

中学校修了前までの児童を養育している方に支給します。

### 手当額(児童1人あたり・月額)

- ・3歳未満 1万5000円
- ・3歳以上小学生以下 第1・2子 1万円
- ・第3子以降 1万5000円
- ・中学生 1万円
- ・所得制限対象者 児童1人あたり 5000円

※支払い時期については、左表のとおりです。

該当月	支払日
2月～5月分	6月10日(月)
6月～9月分	10月10日(木)
10月～翌年1月分	翌年2月10日(月)

## 児童扶養手当

### 所得制限あり

次の要件に該当する18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童(一定の障がいがあるときは、20歳未満)を監護して

いる父または母、あるいは養育者に支給します。

なお、受給から5年を経過した方で、未就労などの場合に支給額が2分の1に減額されることがあります。

### 支給要件

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいのある児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母がDV防止法における保護命令を裁判所から受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻しないで生まれた児童
- ・父および母が不明である児童

### 手当月額

- ・子どもが1人の場合
  - ・全部支給 4万2910円
  - ・一部支給 4万2900円～1万1200円
- ・子ども2人目の加算額
  - ・全部支給 1万1400円
  - ・一部支給 1万1300円～5070円
- ・子ども3人目以降の加算額(1人につき)
  - ・全部支給 6080円
  - ・一部支給 6070円～3040円

## 遺児手当

### 所得制限あり

次の要件に該当する18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童を監護している父または母、あるいは養育者に支給し

ます。

### 支給要件

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいのある児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母がDV防止法における保護命令を裁判所から受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・婚姻しないで生まれた児童
- ・父または母が引き続き1年以上行方不明である児童

### 手当額(児童1人あたり・月額)

- ・県遺児手当 4350円
- ・(支給期間は5年間。ただし、4年目から2年間は半額)
- ・市遺児手当 2000円
- ・(支給期間は5年間)

## 特別児童扶養手当

### 所得制限あり

身体または、精神に中度・重度の障がいをする20歳未満の児童を監護している父または母、あるいは養育者に支給します。

### 手当額(児童1人あたり・月額)

- ・1級 5万2200円
- ・2級 3万4770円

## 母子家庭等自立支援事業

### 母子家庭等自立支援給付金制度

母子家庭の母親または父子家庭の父親の方が就職に役立つ技能や資格の取

得のため各種講座を受講したり、各種学校などの養成機関で修業する場合に支給します。事前相談が必要です。

### 自立支援教育訓練給付金

指定の職業能力開発講座を受講後に支給します。

### 支給額

講座受講料の6割相当(上限は20万円×修業年数(最大4年))

### 高等職業訓練促進給付金等について

就職に有利な資格取得(看護師、介護福祉士、保育士等)のために1年以上養成機関で修業する方に支給します。

### 高等職業訓練促進給付金

支給期間 修業期間の全期間(上限4年)

### 支給月額

10万円(市民税非課税世帯)、7万5000円(市民税課税世帯)ただし、最後の12カ月については4万円増額。

### 高等職業訓練修了支援給付金

修業期間修了後、一定要件を満たす場合に支給します。

### 支給額

5万円(市民税非課税世帯)、2万5000円(市民税課税世帯)

### 母子父子寡婦福祉資金

母子家庭、父子家庭、寡婦の方の生活の安定と児童の福祉増進のため、暮らしに必要な資金の貸付を行っています。

### 対象

・20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方、その方に扶養されている子または父母のいない20歳未満の児童  
 ・かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある配



申請書提出期限	貸付金決定時期	貸付金支払日
6月21日(金)	8月下旬	9月2日(月)
9月6日(金)	11月下旬	12月2日(月)
10月25日(金)	翌年1月上旬	翌年1月17日(金)
11月29日(金)	翌年2月上旬	翌年2月17日(月)
12月20日(金)	翌年3月上旬	翌年3月17日(火)
翌年1月31日(金)	翌年4月下旬	翌年5月上旬
翌年4月17日(金)	翌年6月下旬	翌年7月上旬

内容  
 事業者のない方、その方に扶養されている子または父母のない20歳未満の児童  
 事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、生活資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金、修業資金  
 ※福祉資金貸付申請書の提出時期は左表のとおりです。

一時預かり事業と子育て支援短期利用事業

児童の養育が一時的に困難となった場合に、保育所や施設で養育する事業を実施しています。

一時預かり事業

就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などの理由によって緊急・一時的に保育します。また保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するために保育を必要とする生後43日以降で就学前の児童を一時的に保育します。

実施施設

共存園保育所、新開保育園、東愛宕保育園、神島田保育園、蛭間保育園

利用期間

1カ月に14日以内  
 保育時間 午前8時30分～午後4時30分(ただし、土曜日は、午前8時30分～午後0時30分)

蛭間保育園は平日午前8時～午後4時

手数料 1日1500円

※「つしま子育て応援券」使用可。

子育て支援短期利用事業

保護者が疾病などの理由で児童を一時的に養育できなくなった場合に、その児童を短期間施設などで保護します。

実施施設

あいさんテラス(津島市)、衆善会乳児院(名古屋市)、溢愛館(犬山市)

利用期間 7日以内

手数料 1日6300円以内

休日保育事業

日曜・祝日の日中、保護者が就労のため家庭で保育ができないときに保育所で保育します。

対象 市内在住で市内保育所等に入室している児童

実施施設 東愛宕保育園

保育時間 午前8時30分～午後4時30分(ただし、12月29日～1月3日は除く)

利用料 無料

病児・病後児保育事業

児童が病気の時に、保護者がやむをえない理由で家庭で保育ができない場合にお子さんをお預かりします。

実施施設

神島田保育園病児・病後児保育室

利用日 月～金曜日(休園日を除く)連続して5日間以内

利用時間 午前8時～午後5時

対象 市内在住の生後6カ月～小学6年生の児童

利用料 1日1500円

※ご利用には事前登録と診療情報提供書が必要になります。

※「つしま子育て応援券」使用可。



子育てアプリ・ウェブサイト

妊娠から出産、子育て期に関する情報を配信しています。

**つしまっち**

・アプリをご覧になる方 → 下記QRコードよりダウンロード

iPhone端末はこちら Android端末はこちら

Download on the App Store | Get it on Google play

・ウェブサイトをご覧になる方 → 『子育て つしまっち』で検索  
 URL <http://tsushimatchi.net>  
 問合せ 子育て支援課子育て支援G ☎24-1121